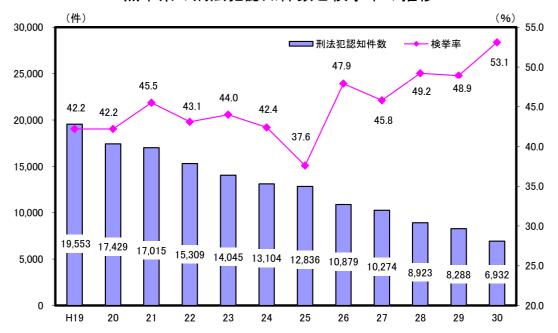
## 熊本県の刑法犯認知件数と検挙率の推移



# 解 説

## 【概要】

本県の平成30年刑法犯認知件数(交通業過を除く)は6,932件、検挙件数は3,681件、検挙人員数2,595人と、認知件数、検挙件数ともに減少し、検挙率は53.1%と前年より4.2ポイント増となった。

#### 〇刑法犯

「刑法」、「爆発物取締罰則」、「決闘罪に 関する件」、 「暴力行為等処罰に関する法 律」、「盗犯等の防止及び処分に関する法 律」、 「航空機の強取等の処罰に関する法 「火炎びんの使用等の処罰に関する法 「航空の危険を生じさせる行為等の処罰 に関する法律」、「人質による強要行為等の処 罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入 等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等 による人身被害の防止に関する法律」、 的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する 法律」、「公職にある者等のあっせん行為によ る利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅 迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰 に関する法律」に規定する罪をいう。

ただし、ここでいう刑法犯には、交通関係の 業務上過失致死傷罪(交通業過)は含まれてい ない。

## ○認知件数

警察において発生を認知した事件の 数。

## 〇検挙件数

刑法犯について、事件を送致・送付 又は微罪処分に必要な捜査を遂げた事 件の件数をいい、解決事件の件数を含 む。

#### 〇検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者 の数をいい、解決事件に係るものを含 まない。

## 〇検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合。

資 料 出 所	調査期日	調査周期
「犯罪統計資料」 警察庁	平成30年	毎年